議　会　運　営　委　員　会

令和８年９月 30 日（水）
全員協議会終了後
開議　　時　　分
閉議　　時　　分
第４委員会室

出席者
〔委　員〕岡本委員長、小川副委員長、
今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、西田清久委員
〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長
〔委員外議員〕遠藤議員、森谷議員
〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、森山総務管理係長
〔事務局〕下間局長、濱見次長、森井庶務係長

議　題

1　令和８年 12 月定例会議の会議予定について　資料１

2　令和８年９月定例会議の問題点や課題等について　資料２

3　浜田市議会基本条例の運用等について（検討結果）　資料３

4　令和８年熊本地震に対する義援金について　資料４
・義援金取扱いガイドラインについて

5　浜田市議会個人情報の保護に関する条例の一部改正について　資料５

6　その他

資料 1

令和8年12月定例会議日程（案）

			期間	日程案	会場	開始時間等
11月	1日	（日）				
	2日	（月）		総務委員会	全員協議会室	10時～
	3日	（火）				
	4日	（水）		文教厚生委員会	全員協議会室	10時～
	5日	（木）		産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	6日	（金）				
	7日	（土）				
	8日	（日）				
	9日	（月）				
	10日	（火）				
	11日	（水）				
	12日	（木）		請願・陳情・意見書・決議書締切		【締切】14時
	13日	（金）				
	14日	（土）				
	15日	（日）				
	16日	（月）				
	17日	（火）		全員協議会	全員協議会室	10時～
	18日	（水）		一般質問通告書メール、FAX受付締切		【締切】14時
	19日	（木）		一般質問通告締切		【締切】14時
	20日	（金）				
	21日	（土）				
	22日	（日）				
	23日	（月）				
	24日	（火）		議会運営委員会	全員協議会室	10時～
				議会広報広聴委員会	第4委員会室	13時30分～
	25日	（水）		一般質問説明用補助資料提出締切		【締切】14時
	26日	（木）				
	27日	（金）				
	28日	（土）				
	29日	（日）				
	30日	（月）				
12月	1日	（火）	1	開会　提案説明	議場	10時～
				全員協議会	全員協議会室	本会議終了後
				総務委員会	第1委員会室	全員協議会終了後
				文教厚生委員会	第2委員会室	全員協議会終了後
				産業建設委員会	第3委員会室	全員協議会終了後
	2日	（水）	2	一般質問	議場	10時～
	3日	（木）	3	一般質問	議場	10時～
	4日	（金）	4	一般質問	議場	10時～
				議案質疑通告締切		
	5日	（土）	5			
	6日	（日）	6			
	7日	（月）	7	一般質問	議場	10時～
	8日	（火）	8	議案質疑	議場	10時～
	9日	（水）	9	総務委員会	全員協議会室	10時～
	10日	（木）	10	文教厚生委員会	全員協議会室	10時～
	11日	（金）	11	産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	12日	（土）	12			
	13日	（日）	13			
	14日	（月）	14	予算決算委員会	全員協議会室	10時～
	15日	（火）	15	予算決算委員会（予備）	全員協議会室	10時～
				討論通告期限		【締切】17時
	16日	（水）	16	休会		
				対抗討論通告期限		【締切】13時
	17日	（木）	17	採決	議場	10時～
				全員協議会	全員協議会室	本会議終了後
				議会運営委員会	第4委員会室	全員協議会終了後

資料２

◆令和８年９月定例会議での問題点や課題等について

1. 一般質問について

2. 議案質疑について

3. 委員会審査について

4. 請願・陳情について

5. その他

【参考】6 月定例会議での問題点や課題等の検討を受けての

◆令和 8 年 9 月定例会議に向けての決定事項等（まとめ）

1. 一般質問について

① 通告書の取り扱い

・提出した通告書は飛ばさずに全て読むこと。通告書提出後の正副議長等による内容チェックの際に、必要に応じて議長から議員に修正依頼を行う。

② 質問のあり方

・単に聞くだけの質問は避け、論戦となるような質問展開を行う。

③ 前振りの短縮

・質問に入る前の発言（前振り）は短めにする。

【申し合わせ事項】

4　質問の通告書は、質問の標題（大・中項目）だけでなく要旨（小項目）を具体的に記載し、同時に提出することとする。

なお、市政上の論点及び争点をより明確にし、建設的かつ実質的な論戦が展開されるよう、通告する小項目数は、全体で 30 項目以内とすることとする。

5　個人一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場の論議となるよう、次の 4 点については質問を差し控えることを前提に、所管の委員会に関する質問の制限は行わないこととする。

① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの。
② 議案審議の段階でただせるもの。
③ 制度の内容説明を求めるもの。
④ 特定の地区の道路改修などを要望するもの。

2. 議案質疑について

① 従来のルールの徹底

【申し合わせ事項】

2　議案に対する質疑は、議案の範囲を超えてはならない。また、一般質問とは異なり、自己の意見を述べてはならない。

3　質疑は一問一答とし、同一議案で複数の質疑があるときは⑴、⑵、⑶のように質疑事項（要旨）を通告する。また、質疑事項（要旨）ごとの質疑回数は 3 回までとする。なお、再質問は答弁に対しての質疑のみとし、新たな事項は初めから通告書の質疑事項（要旨）に入れることとする。

4　委員会付託を予定されている所管委員会の委員は、市長等の考えや方針を質す場合のみ本会議で質疑を行い、詳細な質疑は委員会で行う。

5　予算及び決算議案に対する質疑については、議長を除く全議員が予算決算委員であるため、市長等の考えや方針を質す場合のみ本会議で行い、詳細な質疑は予算決算委員会で行う。

6　上記 4 及び 5 における「市長等の考えや方針を質す場合」の判断は、議長が行う。

3. 委員会審査について

①補正予算における事前通告制の導入

・9 月定例会議では見送り、12 月定例会議以降を検討

※3 月の予算決算委員会は事前通告制

4. 請願・陳情について

◆請願に関する規定（請願・陳情等取扱要綱）への追加等について

① 議員の請願提出の自粛に合わせ、議員が法人代表等の場合も同様に自粛する内容を追加

・浜田市議会請願・陳情等取扱要綱を改正し、自粛内容を規定ずみ

② 請願の紹介議員を 2 名以上とする規定変更の是非

・変更しない

③ すでに行っている場合は「採択」でもよいが、それ以上のことがついている場合は「不採択」とする場合があることの徹底

→請願・陳情の審査基準にある「予算措置、条例改正等により、すでに願意が達成されたもの又は現在対応過程にあるもの」の解釈

・請願・陳情の審査基準による目安はあるものの、各議員個々の判断でよい

5. その他

①LINE　WORKS の運用について

・重要な連絡事項等の見落防止のため、全議員トークルームは、議会事務局からの連絡や情報提供等に限定する。（申し合わせ事項を改正ずみ）

議会基本条例の運用等について（検討結果）

令和8年9月30日　議会運営委員会資料

1　検討の経過

浜田市議会基本条例第25条第1項の規定に基づき、令和7年10月の一般選挙後、条例の見直しや目的が達成されているかどうかについて、令和7年11月21日から令和8年8月10日までの間、議会運営委員会において計10回の委員会を開催し、検討を行いました。

この間、各会派の意見を踏まえながら、条例の各条項について、現在の取組状況、制度の活用状況及び今後の運用について検討し、一部の検討事項（採択した請願及び陳情への対応）については、議員定数等議会活性化特別委員会においての協議・検討を踏まえ、結論を得ました。

2　検討にあたっての考え方

①現時点では、条例の基本的な考え方や規定そのものを改正する必要性は認められないことから、浜田市議会基本条例の改正は行わないこととする。
②条例改正は行わないが、条例に規定する制度の中には、十分に活用されていないものや、運用方法について更なる整理が必要なものもあることから、現行条例の趣旨を踏まえた運用の改善・充実を図る。
③特に、自由討議、政策討論会、議員間討議、重要案件の意見交換会等については、それぞれの制度を単独で実施することを目的とするのではなく、「議論する」→「共通認識をつくる」→「合意形成を図る」→「政策形成・政策提言につなげる」という議会としての政策形成の流れを意識して運用する。
④市民との意見交換、公聴会・参考人制度、請願者等に対する趣旨確認の機会、傍聴環境の整備等についても、市民の意見や専門的知見を議会活動に反映させるという条例の趣旨を踏まえ、必要な取組を検討する。

3　今後の対応

今回の検討結果を全議員で共有し、それぞれの議員及び各委員会等が条例の趣旨を踏まえて議会活動を行うとともに、今回整理した運用について、その実施状況や効果を検証する。

【具体的な検討内容】

条項	見出し	条文	逐条解説	検討結果（今後の対応）
第10条	採択した請願及び陳情への対応	第10条議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。	議会として採択した請願・陳情のうち、市長等において措置することが適当と判断したものについて、市長等にその趣旨の実現を求め、対応状況や結果などを報告するよう求めることとしています。	・議員定数等議会活性化特別委員会での検討結果について、令和8年8月25日の議会運営委員会で了承 「浜田市議会請願・陳情等取扱要綱」に次の規定を加えた。 ◆採択と決定した請願の対応 第7 条の2 議長は、前条第2 項の規定による通知を市長等に行うときは、当該請願の内容に係る処理の経過及び結果の報告を、次の定例会議までに文書により行うよう求めるものとする。 2 議長は、市長等から前項の報告（以下「進捗状況報告」という。）があったときは、速やかにこれを全議員に共有するものとする。 3 所管する委員会は、前項の規定により進捗状況報告が共有されたときは、その内容を踏まえ、継続して所管事務調査等を実施する必要があるか協議し、その対応を判断するものとする。 4 議長は、進捗状況報告の内容、前項の委員会の対応等を進捗管理表にまとめ、市議会ホームページに掲載することにより公表するものとする。
第11条	自由討議による合意形成等	第11条　議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。	議会は議員間の討論の場であるとの原則により、議員間における自由闊達な議論を重視することから、執行部の出席者については、質疑等における答弁を行う必要最小限とすることとしています。	◆一般質問に関する自由討議の実施 ①一般質問終了後、一般質問で出た内容について議会として深掘りしたいテーマを事前に議員に募集をかけ、出たものを全議員に周知する。 ②①で事前に出たテーマについて、最終日の全員協議会で自由討議を行うかどうか諮る。
		2　議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情（以下「議案等」という。）を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。	2　議案等の審査においては、議員同士における議論（議員相互間の自由討議）を積極的に行い、合意形成に努め、議会としてのより良い案を導き出すことを定めています。	
第12条	政策討論会	第12条　議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。	市政に関する重要な政策等については、議会としての共通認識の醸成と合意形成を得るため、政策討論会を開催することとしています。重要施策や課題、政策討論会の運営については、議会運営委員会で協議・決定するものとします。	・定例化はしないが、必要に応じて積極的に政策討論会を開催する。 ・提言書や政策立案書等の完成前に開催するなどして、政策討論会で出た意見を提言書等に反映可能な時期を考慮して開催する。

条項	見出し	条文	逐条解説	検討結果（今後の対応）
第22条	重要案件の意見交換会	第22条　議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。	重要案件の意見交換会について規定しています。なお、この開催は議会運営委員会で協議・決定します。	規程及び実施要領を改正し、より実効性のある意見交換会が実施できるようにする。 **◆浜田市議会重要案件の意見交換会規程の改正** ・委員会からの開催要請の場合は、議会運営委員会に諮ることを省略できることとする。
		2　議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。	2　市政の重要な事項に対し、特に議会自ら市民の皆さんの意見を聞いて施策に反映させる方法の一つとして明文化したものです。重要案件の認識は、議会運営委員会で決定します。この開催は議会運営委員会で協議・決定します。	**◆重要案件の意見交換会実施要領の改正** ・意見交換会の案件に、「各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の所管事項」を加えることにより、実質どのような案件でも積極的に意見交換会を利用できることとする。
第17条	議員の活動原則	第17条　議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。	議員は議会の構成員として、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならないという議員の活動原則を定めています。	・議員間討議が必要な案件があれば、自由討議（第11条）と同じように、事前に申し出てもらう。その上で、全員協議会において議員間討議を行うか諮る。
		3　議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。	3　議会が言論の府、合議体であることから、議員間の自由な討議を中心に活動しなければならないこととしています。	
		4　議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。	4　議員は、政策討論会等により、議員間の自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならないこととしています。	
第21条	市民と議会との関係	第21条　議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。	市民へ議会の動きを積極的に情報公開し、議会としての説明責任を果たすこととしています。市議会ホームページでは、議会の取組や議員・委員会の活動、会議の資料等を積極的に公開しています。	・様々な障がいのある方に配慮できるよう、先進的な取組を参考にしながら、今後検討を重ねる。
		2　議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。	2　本会議や委員会等、全ての会議を原則公開とし、事前に日程や議題、資料等をホームページ等で周知し、議会に関心を持ってもらい、傍聴しやすい環境整備に努めます。また傍聴せずとも会議の内容が市民に伝わるよう会議の録画配信等も行うこととしています。（条例第13条関連）	
		4　議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。	4　法律の制度を活用し、利害関係人や市民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。 【公聴会制度】・・・審査の際に、利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くことができる制度です 【参考人制度】・・・委員会審査の参考に利害関係のある人、学識経験者等から意見を聴くことができる制度です	・公聴会制度、参考人制度については、必要な時に適宜利用していくこととする。 **◆請願者等に対する趣旨確認の機会について** ・運用方針は作成ずみ ・9月に試行実施した結果を踏まえ、運用について「浜田市議会請願・陳情等取扱要綱」に規定することを決定　←該当案件がなかったため未実施 ・請願又は陳情の審査に当たり、提出文書のみでは趣旨や願意の確認が十分できない場合に、委員会の判断により、請願者又は陳情者に対する趣旨確認の機会を設けることで、請願等の内容をより的確に把握し、委員会審査の充実を図る。

令和８年９月 30 日
議会運営委員会資料　資料４

浜田市議会義援金取扱いガイドライン（案）

令和８年９月 30 日　議会運営委員会決定

１　趣旨

このガイドラインは、国内外において大規模な災害等が発生した場合に、議員から義援金を募り、浜田市議会として義援金を拠出する際の基本的な考え方及び取扱いについて定めるものとする。

２　基本方針

義援金の拠出は、次に掲げる場合を基本として検討を行うものとする。

⑴　全国市議会議長会、全国市議会議長会特定第三種漁港協議会、中国市議会議長会、島根県市議会議長会その他の議会関係団体から義援金等の協力依頼があった場合

⑵　浜田市と姉妹都市、友好都市、災害時相互応援協定、議会間交流その他の関係がある国内外の自治体等において、大規模な災害等が発生した場合

⑶　前２号に該当しない場合であっても、国内外において大規模な災害等が発生し、被害状況その他の事情を踏まえ、浜田市議会として支援を行う必要があると認められる場合

３　対象

⑴　このガイドラインの対象とする災害等は、国内外における地震、風水害、津波、火山噴火その他の自然災害等による大規模な被害を基本とする。

⑵　このガイドラインの対象とする被災地及び支援対象は、全国市議会議長会等からの要請、浜田市及び浜田市議会との関係性、被害の規模その他の事情を踏まえ、個別に判断する。

４　判断基準

義援金等の拠出については、次に掲げる事項を総合的に勘案するものとする。

⑴　災害等の規模及び被害状況

⑵　被災地との関係性

⑶　全国市議会議長会等の議会関係団体による対応状況

⑷　国、地方公共団体、日本赤十字社その他の公的又は公益的な団体による義援金、救援金等の募集状況

⑸　国内外における支援の必要性及び緊急性

⑹　その他議会運営委員会が必要と認める事項

5　協議及び決定

義援金等の拠出については、議会運営委員会で協議するものとし、議長は、議会運営委員会の協議を踏まえ、義援金等の拠出の可否、議員から募る額、拠出額、拠出方法及び送金先を決定するものとする。

6　義援金等の額

義援金等の額は、災害等の規模及び被害状況、被災地との関係性、他の議会等における対応状況その他の事情を勘案し、一律の基準を設けず、その都度決定する。

7　送金先及び送金方法

義援金等の送金先は、原則として、全国市議会議長会を始めとする各議長会、被災自治体、日本赤十字社、在日外国公館その他の公的又は公益的な団体等が設ける義援金・救援金受付窓口とし、送金方法については、送金先が指定する方法によるものとする。

8　その他

このガイドラインに定めのない事項については、災害等の規模、被害状況、支援の必要性その他の事情を踏まえ、議会運営委員会で協議するものとする。また、ガイドラインは、災害等の発生状況、社会情勢その他の状況を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

資料５

提案条例説明資料

担当部名称　議会事務局

1	議案番号	**発議第　号**
2	題　　名	浜田市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	個人情報の保護に関する法律が改正され、保有個人情報の不正提供等に係る刑事罰について見直されたこと等に伴い、本市議会の条例についても同様に改正するものです。
4	概　　要	1　職員等が保有個人情報を不正に提供等したときに係る罰則の改正（第54条関係） ⑴　対象行為の追加 （改正前）不正な利益を図る目的で提供したとき （改正後）不正な利益を図り又は損害を加える目的で提供したとき ⑵　法定刑の引上げ （改正前）1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 （改正後）2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金 2　その他規定の整理
5	施行期日等	令和9年1月17日

浜田市議会個人情報の保護に関する条例（令和５年浜田市条例第１号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
第 54 条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を**図る**目的で提供し、又は盗用したときは、**1 年**以下の拘禁刑又は**50 万円**以下の罰金に処する。	第 54 条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を**図り、若しくは本人その他の者に損害を加える**目的で提供し、又は盗用したときは、**2 年**以下の拘禁刑又は**100 万円**以下の罰金に処する。
第57条　偽りその他不正の手段により、**第24条第１項の決定**に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。	第57条　偽りその他不正の手段により、**開示決定**に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

浜田市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

【改正スケジュール】

時　期	内　容
令和８年９月 30 日	・議会運営委員会において、改正内容について説明
令和８年 10 月～11 月	・松江地方検察庁との事前協議開始（条例中の罰則規定を改正するため） ・並行して、市の法令審査会での審査
令和８年 11 月中下旬	・松江地方検察庁の協議終了 ・改めて条例改正起案 ・議会運営委員会に改正条例案の提示
令和８年 12 月１日	・12 月定例会議に、議会運営委員会から改正条例案を提案、可決（※）
令和８年 12 月４日頃	・改正条例の公布
令和９年１月 17 日	・改正条例の施行

※　松江地方検察庁との協議に１か月から２か月程度を要するため、その進捗によっては、12 月定例会議の最終日（12 月 17 日）での提案を予定する。

公的規律

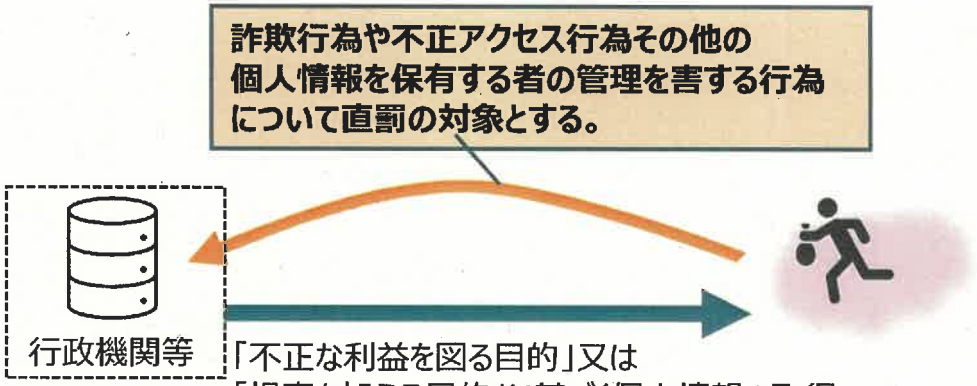
悪質事案に対応するための刑事罰

- **保有個人情報の不正提供等罪**（現行法第180条）について、「不正な利益を図る目的」の提供行為に加えて、**「損害を加える目的」での提供行為を対象に追加。**
- 新たに、詐欺行為や不正アクセス等により個人情報を不正取得した場合について、罰則規定を新設。
- 他の罰則規定との均衡を踏まえ、法定刑について適切な見直しを行う。

保有個人情報の不正提供等罪



不正行為による個人情報の不正取得



法定刑の見直し

条文番号	法定刑	
	拘禁刑	罰金刑
第176条(*1)	2年以下⇒3年以下	100万円以下⇒150万円以下
第180条(*2)	1年以下⇒2年以下	50万円以下⇒100万円以下
第181条(*3)	1年以下	50万円以下

*1 行政機関等の職員等又は職員等であった者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供すること。

*2 行政機関等の職員等又は職員等であった者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用すること。

*3 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集すること。